

他の主な専門職法人制度との比較

	弁護士法人（弁護士法）	司法書士法人（司法書士法）	監査法人（公認会計士法）
社員	社員資格	○弁護士（§ 30の4 I）	○公認会計士（§ 34の4 I） ○特定社員（日本公認会計士協会に備える特定社員名簿の登録を受けた者。§ 34の4 I， § 34の10の8） ○公認会計士の占める割合に下限設定（75%。§ 34の4 III， 規 § 19）
	最低社員数	○1人も可（§ 30の2 I， § 30の8 I， § 30の14 VII， § 30の23 I ⑦など）	○2人以上（§ 22 II ②， § 32 I， § 44 II など）
業務範囲	○法律事務全般（§ 30の5） ○附帯業務（定款の任意的記載事項。§ 30の5） ・法務省令で定める業務の全部又は一部	○登記・供託手続の代理， 裁判所等に提出する書類の作成等（§ 29 I） ○附帯業務（定款の任意的記載事項。§ 29 I） ・法務省令で定める業務の全部又は一部 ・簡裁訴訟代理等関係業務 ○簡裁訴訟代理等関係業務は， 社員のうちに認定司法書士がある司法書士法人に限り， 取扱い可（§ 29 II）	○監査証明業務（§ 34の5） ○附帯業務（定款の任意的記載事項。§ 34の5） 業務に支障のない限り， 以下の全部又は一部 ・財務書類の調製等業務（§ 2 II） ・公認会計士試験に合格した者に対する実務補習
業務執行機関	○原則として， 各社員（§ 30の12） ○なお， 指定社員制度（§ 30の14）	○原則として， 各社員（§ 36 I） ○簡裁訴訟代理等関係業務は， 各特定社員（認定司法書士）のみ（§ 36 II）	○監査証明業務は， 各公認会計士である社員のみ（§ 34の10の2 I） ○附帯業務は， 各社員（§ 34の10の2 II） ○なお， 指定社員等の制度（§ 34の10の4， 5） ○重要な意思決定を社員の一部で構成される合議体で行う場合には， 当該合議体において公認会計士である社員の占める割合に下限を設定（75%。§ 34の13 IV， 規 § 27， 28） ○業務管理体制を整備する義務（§ 34の13 I 以下， 規 § 25， 26） ・業務の執行の適正を確保するための措置 ・業務の品質の管理の方針の策定及びその実施 ・公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
代表機関	○業務執行社員が各自代表（§ 30の13 I）	○原則として， 社員が各自代表（§ 37 I） ○簡裁訴訟代理等関係業務は， 特定社員（認定司法書士）のみが各自代表（§ 37 II）	○監査証明業務は， 公認会計士である社員のみが各自代表（§ 34の10の3 I） ○附帯業務は， 社員が各自代表（§ 34の10の3 II）
社員の対外的責任	○原則として， 各社員が直接無限連帯責任（§ 30の15 I 以下） ○なお， 指定社員制度（§ 30の15 IV 以下）	○原則として， 各社員が直接無限連帯責任（§ 38 I 以下） ○簡裁訴訟代理等関係業務は， 特定社員（認定司法書士）のみが直接無限連帯責任（§ 38 IV 以下）	○原則として， 各社員が直接無限連帯責任（§ 34の10の6 I 以下） ○なお， 指定社員等の制度（§ 34の10の6 IV 以下）
業務執行方法の規制			○公認会計士である社員以外の者に監査証明業務を行わせることの禁止（§ 34の12 I） ○財務書類の証明をする場合は， 当該証明に係る業務を執行した社員において， 資格を表示して自署・押印する義務（§ 34の12 II）
従たる事務所に係る規制	○社員の常駐義務（§ 30の17 本） ○なお， 従たる事務所につき， 非常駐許可制度（§ 30の17 但）	○社員の常駐義務（§ 39） ○特定社員（認定司法書士）が常駐していない事務所においては， 簡裁訴訟代理等関係業務の取扱い禁止（§ 40）	○社員の常駐義務（規 § 25 VII）